百五十一　陸上自衛隊那覇駐屯地知念分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県南城市	知念字知念上原千百七十七番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県南城市	知念字知念（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県南城市	佐敷字伊原（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字佐敷（次の図面に示す部分に限る。）、知念字安座真（次の図面に示す部分に限る。）、知念字具志堅（次の図面に示す部分に限る。）、知念字久手堅（次の図面に示す部分に限る。）、知念字山里（次の図面に示す部分に限る。）及び知念字吉富
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
		一　北緯二十六度九分五十六秒、東経百二十七度四十九分三十一秒の点 二　北緯二十六度九分三十九秒、東経百二十七度四十九分二十九秒の点 三　北緯二十六度九分二十一秒、東経百二十七度四十九分十三秒の点 四　北緯二十六度九分十五秒、東経百二十七度四十八分四十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十二　陸上自衛隊那覇駐屯地八重瀬分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛二千六百八番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県糸満市	字与座（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里、字大頓、字高良、字富盛、字玻名城及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十三　陸上自衛隊那覇駐屯地南与座分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町	字仲座糸無名原千百十番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県糸満市	字真栄平（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里及び字仲座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県糸満市	字新垣、字宇江城、字大里、字真栄平及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里、字高良、字富盛、字仲座及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十四　陸上自衛隊宮古島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県宮古島市	上野字野原カギモリ原八十三番地五
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宮古島市	上野字野原（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市	上野字上野、上野字野原、下地字上地、下地字川満及び平良字下里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。